

兵庫県公報

令和3年12月3日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年12月3日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第12号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

第65条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則第20項から第22項までを次のように改める。

（期末手当の特例）

20 令和3年12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5（特定任期付職員にあっては、100分の157.5）を乗じて得た額（第40条第1項に規定する特定幹部職員にあっては、100分の92.5を乗じて得た額）に、同項に定める割合を乗じて得た額とする。

21 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

22 令和3年12月に第1号会計年度任用職員に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の第65条第4項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附則第32項を次のように改める。

（第2号会計年度任用職員の期末手当の特例）

32 令和3年12月に支給する第2号会計年度任用職員の期末手当に係る病院事業職員の給与に関する規程附則第20項において読み替えて適用する同規程第40条第1項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附則

この管理規程は、公布の日から施行する。